



今日はママたちも一緒だよ！楽しい給食参観日

広報 よいた

2002. 2月号 No.428

CONTENTS (目次)

- 確定申告がはじまります……………2・3
- 交流センターの利用が変わります…4・5
- 学校週5日制がスタートします……………6
- 奨学金制度のお知らせ……………7
- フォト・トピックス……………10・11
- お知らせ……………12・13
- 与板この人……………16
- 生涯学習コーナー……………17
- くらしのカレンダー……………18

● 文協美術部 ●



まちかど

昭和40年頃の与板仲町、新町付近のスケッチです。

山田 義明 (水道町)

● 与板町拓遊会 ●

物見塚公園

伊東祐親公



伊東祐親公碑
採拓地 静岡県伊東市

渋木喜一郎
(堤下)



良寛歌碑
「交友莫争」
大橋貞次
(倉谷)

MY HOBBY

広報クイズ

さあ！あなたもチャレンジ

次の問題の答えを
はがきに書いてお送りください。
抽選で5名の方に図書券を差し上げます。

- 〈問題1〉1月20日、プロの技を教わろうと約90人の参加者により開催されたのはジュニア〇〇〇〇スクール？
- 〈問題2〉大好評だった初心者パン作り教室。ふっくらとおいしいパンをめざして集まった参加者は〇〇人？
- 〈問題3〉おいしい給食に大喜び！1月25日、保育園でお母さんたちをお招きして行われたのは給食〇〇日でした。

応募方法：はがきに答えと住所（町内名で可）、氏名、年齢をご記入の上、次の宛先へお送りください。なお、広報へのご意見、ご要望なども書き添えていただければ幸いです。

応募先：〒940-2492 (役場専用)
与板町役場 総務課「広報クイズ」係
締め切り：2月25日（当日消印有効）

わが家の
アイドル
さとう しほ 佐藤志保さん
《稲荷町》
父 秀和 さん
母 加奈子 さん



私 12月で1才になったの。
最近あんよも出来るようになって
ちょっぴり大人の仲間入り！
特技はダンス。リズムに合わせて
ワンツー♪ワンツー♪
1月には妹が生まれて早くも
おねえちゃん。
妹共々、皆さんヨロシクネ！！

編集後記

冬の寒い季節いかがお過ごしでしょうか？北国では積雪量が最も多くなる季節といわれています。雪はあんまりたくさん降ると大変ですが、最近では雪が水資源や冷熱エネルギーに有効利用されているところもあります。また、雪が少なすぎるとちよっと寂しいような気がします。雪祭りやスキーなどのアウトドアスポーツを楽しむのも雪のおかげかなって思います。▼冬のスポーツといえば、今開催されている冬季オリンピック。思い出されるのは4年前の長野オリンピックの選手たちの活躍です。ジャンプやアルペンスキー、スピードスケートなど、たくさんの感動と限りなく挑戦することへの夢と希望を与えてくれました。さて、今回はどんなドラマが待っているのでしょうか？▼毎年恒例のさいの神が行われました。町民体育館脇の会場は正月の飾りやスルメを持った人たちで、いつぱいになりました。今年一年が無病息災・豊作で良い年となるのが一番の願いですね。

(広報担当) 石黒

確定申告は自分で書いてお早めに

申告期間は

2/16～**3/15**

まで

所得税と町・県民税の申告時期が間近となってきました。申告の準備はもうお済みですか。町では別表の日程により町内各地区で申告相談を行いますのでご利用ください。

なお、今回から所得税の申告書が新しくなりました。申告書用紙や手引きなどは役場町民課に用意してありますので、お早めにご用意のうえ変更箇所などをご確認ください。

また、申告に必要な書類などはあらかじめ整理しておきましょう。

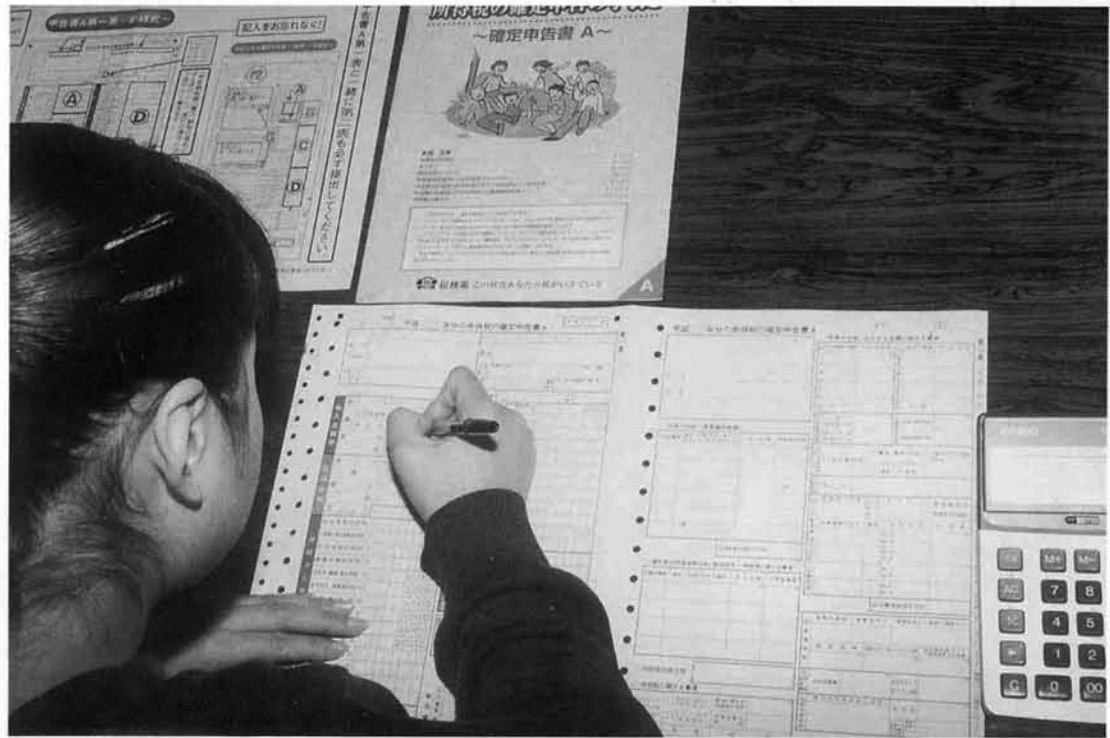
申告をしなければならぬ人は？

◎所得税の申告

- ・事業をしている場合や不動産収入がある場合及び、土地や建物を売った場合などで、平成13年中の所得金額が控除金額より多い人
- ・給与所得者で給与所得以外に20万円を超える所得がある人
- ・給与収入額が2,000万円を超える人、また、2カ所以上から給与を受けている人
- ・平成13年中途で退職して年末調整を受けていない人
- ・所得税額のある人で、医療費控除や住宅借入金等特別控除などで還付を受ける人

◎町・県民税の申告

- ・平成14年1月1日現在、与板町に住んでいる人で、平成13年中に所得のあった人
- ・平成13年中に退職し、平成14年1月1日現在就職していない人
- ・所得税の確定申告をされる人は除きます。
- ・給与所得のみの人で、勤務先等から給与等の支払報告書が提出されている人は申告の必要はありません。



申告をされるときはこんなものが必要です

- ・印鑑および筆記用具
- ・給料・年金などの源泉徴収票
- ・所得の算出に必要な書類（収支がわかる書類）
- ・税務署から届いた申告書などの書類
- ・障害者手帳（障害者控除を受ける場合）
- ・勤労学生控除を受ける人は在学証明書
- ・還付金振込先の口座番号
- ・その他、各種控除に必要な書類

申告書の記載はご自分の力で

所得税、町・県民税はご自分の所得に対して課税されるものですから、できるだけご自分で作成しましょう。また、納税相談に来られる場合は、住所・氏名・扶養者の氏名・生年月日など記載できるところはあらかじめ記載しておくこと納税相談もスムーズにいえます。

各種控除を受けるには？

●医療費控除

平成13年中に本人または生計を一にする家族のために支払った医療費の総額から、保険金などで補てんされる金額と10万円または総所得額の5%のいずれか少ない方の金額を差し引いた額が控除額になります。

* 社会保険・国民健康保険や生命保険等から支給を受ける給付金（高額療養費を含む）があった場合は、その金額を調べておいてください。

◎必要な書類

- ・医療費の領収書
- ・指定介護老人福祉施設利用料等領収証
- ・居宅サービス利用料領収証
- ・オムツ代がある場合は、医師の証明書
- ・領収書は医療機関毎に整理してください。

●住宅借入金等特別控除

住宅やその住宅の敷地の取得に係る一定の借入金をして、一定の要件を満たす新築住宅・既存住宅等の取得または既存住宅の増改築等をした人が対象となります。

◎対象となる住宅等

- ・一棟の住宅で床面積が50㎡以上の新築住宅を取得した場合
- ・建築後20年以内（耐火建築物は25年以内）の既存住宅を取得した場合
- ・取得した家屋の敷地である土地を取得した場合（平成11年1月1日以後にその家屋を居住の用に供した場合適用）
- ・住宅の増改築に要した費用額が100万円を超える場合

◎必要な書類

- ・住民票の写し
- ・家屋の登記簿謄本または抄本、売買契約書または請負契約書の写し
- ・借入金の年末残高証明書
- ・増改築等の場合は増改築等工事証明書
- ・土地の適用がある場合は土地の登記簿謄本または抄本、売買契約書または分譲契約書の写し
- * 家屋が共有で借入金の年末残高が共有者それぞれある場合（連帯債務等）には、書類は各人分必要となります。（原本は1部でその他は写しで可）

●生命保険料・損害保険料控除

平成13年中に支払った生命保険料・個人年金保険料・損害保険料の額により一定の計算をした額が控除額になります。

◎必要な書類

- ・生命保険料、個人年金保険料、損害保険料の支払証明書

平成13年分申告相談日程

期日	会場	対象地区
2月22日(金)	岩越集落開発センター	馬越・岩方
25日(月)	公民館本与板分館	本与板
26日(火)	公民館本与板分館	本与板（塩之入・滝谷・当之浦）
27日(水)	榎原農村センター	榎原
28日(木)	山沢開発センター	山沢
3月1日(金)	公民館黒川分館	中田・南中・吉津
4日(月)	公民館黒川分館	広野・蔦都
5日(火)	役場第3会議室	蔵小路・上町・安永・船戸
6日(水)	役場第3会議室	中町・堂前中島町・水道町
7日(木)	役場第3会議室	城山一丁目・江西二・三・四丁目
8日(金)	役場第3会議室	南新町・中川岸・北新町・下横丁
11日(月)	役場第3会議室	五軒町・稲荷町・原
12日(火)	役場第3会議室	馬場丁・泉丁・長丁・下丁・下与板
13日(水)	役場第3会議室	倉谷・柳之町・堤下・横町
14日(木)	役場第3会議室	各地域で申告できなかった人
15日(金)	役場第3会議室	

※受付時間は、いずれの申告日も午前9時から午後3時までです。

確定申告



申告についてのご相談は

町・県民税…
与板町役場町民課税務係へ
☎ 72-3100

所得税・消費税…
長岡税務署へ
☎ 35-2070

ふれあい交流センターはこの様な利用方法になります！

☆ 月曜日～金曜日

8:30	14:00	18:00	22:00
一般の皆さんに自由に開放	児童クラブを含め小学生の子ども達が利用	社会教育活動として各種団体で利用	
●小学生が早帰りの場合、変更になります ●一般の方々が利用できます (各種団体の利用は予約が必要です)	●児童館として子ども(小学生)専用の時間帯です (他の方々の利用はご遠慮ください)	●利用調整会をおこないます ●各種団体が利用します (予約が必要になります)	

☆ 土曜日・学校の長期休業(春・夏・冬休み)の平日

8:30	14:00	18:00	22:00
児童クラブを含め小学生の子ども達が利用		社会教育活動として各種団体で利用	
●児童館として子ども(小学生)専用の時間帯です (他の方々の利用はご遠慮ください)		●利用調整会をおこないます ●各種団体が利用します (予約が必要になります)	

☆ 日曜日・祝祭日

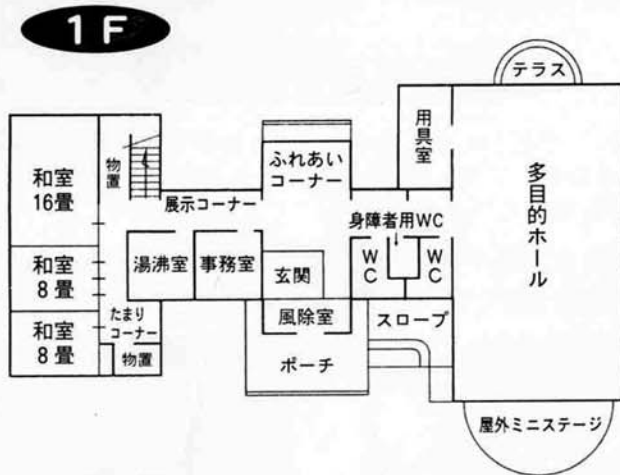
10:00	17:00
一般の皆さんに自由に開放	
●一般の方々が利用できます (各種団体の利用は予約が必要です)	

施設案内



● 和室 ●

3部屋に分けることができ様々な学習、趣味の部屋として利用できます。

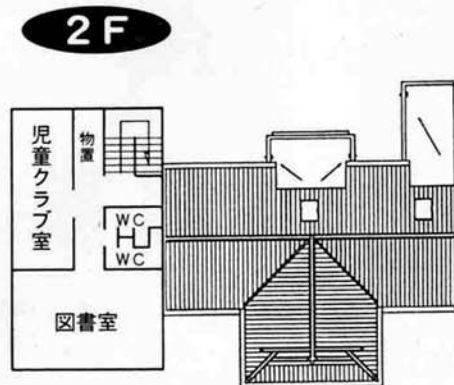


● 多目的ホール ●

バスケット・バドミントン・卓球・トランポリン・一輪車などいろいろな運動ができます。

● 児童クラブ室 ●

児童専用室で学習会や研修等で利用します。



● 図書室 ●

児童向け絵本、マンガ本等を用意しております。



子どもたちが安心して過ごせる場所

ふれあい交流センターの利用方法が変わります



「ふれあい交流センター」は、高齢者のスポーツや趣味、学習活動の場として、また、昼間保護者のおられない小学校児童等の放課後の遊び場、そして、高齢者と児童の交流やふれあいの場として、各種生涯学習講座やスポーツ大会、サークルなどにたくさんの方々からご来場いただき、憩いの広場としてご利用をいただけてきました。

4月からスタートする完全学校週5日制に伴い、子どもたちが仲間づくりをする「児童館」として、そして夜間も開放し、「生涯学習の場」として利用形態を次のようにいたします。たくさんの方々のご利用をお待ちしております。

交流センターの利用形態が改正された理由は？

この4月から完全学校週5日制がスタートします。そこで、子ども達が安全で楽しく過ごせる施設として、交流センターを位置づけました。平日の放課後や土曜日に、大勢の子ども達が集い、遊び、仲間づくりをする「児童館」として活用します。

もう一つの理由として、今は生涯学習の時代です。当与板町でも民謡やダンス等の文化団体の活動が盛んになっておりますが、現在当与板町には各種活動に対応できる施設がわずかということもあり、交流センターを夜間も利用可能とすることで、より一層の生涯学習の活性化を望んでいます。

又、日曜・祝祭日の一般開放により家族ふれあいの場としても提供ができます。

『交流センターの利用形態』の中の児童館とは？

児童館は、遊具やゲーム、図書・コミックなどが揃い、子どもたちが自由に利用できる遊びの場です。入館票に記入すれば、開館時間内いつでも利用できます。

また、児童クラブ(小学1～3年生)があり、加入している子どもたちは、放課後学校から直接ふれあい交流センターに来て、保護者が迎えに来るまで楽しく安全に過ごします。

※昼間や夜間の各種団体による利用については毎月利用調整会を前の月の20日頃にL・C・Y(与板町勤労青年ホーム)で開催いたします。

利用調整会後に利用を希望される場合は、直接ふれあい交流センターに確認していただき、その後、利用になれます。





貸与の資格

- ・与板町に1年前から引き続き居住している人
- ・大学、短大、専門学校に在学する学生

募集人数

- ・5名

奨学金の額

- ・月額 50,000円(一律)

奨学金の申請

- ・貸与希望する人は、平成14年3月11日までに与板町長に申請してください。

奨学金の決定

- ・与板町教育委員会の意見を聞いて、与板町長が決定します。

他の奨学金との併用

- ・与板町奨学金の貸与は、他の奨学金との併用は認めません。

貸与の期間

- ・貸与決定の月から、在学する学校の就業年限の終期までとします。

奨学金の利息

- ・奨学金は無利子です。

奨学金の返還

- ・貸与が終了してから1年を経過した後、10年以内の期間に年賦又は半年賦で返還していただきます。



詳細につきましては、
与板町教育委員会・学校教育係
☎7213945
にお問い合わせください。

与板町奨学金制度のお知らせ

この制度は、教育の機会均等を図るために学業意欲が高く、また経済的な理由で修学困難な、学生に対して奨学金を貸与することを目的としています。この制度を利用して、一人でも多くの学生が目指す大学等に進めることを願っております。

いよいよスタート

完全学校週5日制!!

21世紀を担う子どもたちの健やかな育成をめざして地域ぐるみで協力を

学校週5日制は、学校、家庭、地域社会での教育や生活全体の中で、子どもたちに「生きる力」をはぐくみ健やかな成長を促すものとして平成4年9月からスタートし段階的に進められてきました。平成14年4月からは毎週土曜日を休みとする完全学校週5日制が実施されます。

学校週5日制のめざすもの

学校週5日制は、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割の中で協力し、豊かな学習・体験活動を子どもたちに提供することとおして、子どもたちが自分で考え行動できる力や周りの人を思いやる心、健やかな身体など「生きる力」をはぐくむことを目的としています。

学校では

児童・生徒がじっくり学ぶこととおして、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、自ら学び自ら考える力を育てます。

家庭では

子どもたちの家庭で過ごす時間が増えることから、家族のふれあいをとおして、社会で生活していく上で必要な基本的な生活習慣や生活能力等を、きちんと身に付けさせることが大切です。

地域社会では

地域全体で知恵を出し合い、子どもたちに豊かな学習・体験活動の機会と場を提供したり、指導者として積極的に子どもたちとかわりながら、思いやりの心や善悪の判断・社会生活上のルールを守る心を育てる等、地域ぐるみで子どもたちをはぐくんでいくことが大切です。

そのため、わたしたち大人が互いに知恵や力を合わせ、それぞれの持ち味を生かしながら、子どもたちと一緒に活動するなど、学校、家庭、地域社会全体で子どもを育てる体制づくりを進めていくことが大切になってきています。



平成14年町内委員長さんは次の方々です

(敬称略)

町内名	委員長	TEL	町内名	委員長	TEL	町内名	委員長	TEL
榎原	山田和男	72-3833	船戸	大矢國衛	72-3389	長丁	大久保正毅	72-2600
山沢	風間喜代次	72-3673	中町	久保至誠	72-2053	下丁	久住誠一	72-4433
倉谷	五十嵐重紀	72-3576	堂前中島町	倉品龍一	72-2932	下与板	山崎勲一	72-2184
城山一丁目	塚越芳博	72-2719	水道町	星野秀夫	72-3377	本与板	大平利保	72-4321
柳之町	風間信夫	72-4215	南新町	直江三郎	72-2238	馬越	真島肇	72-4372
堤下	遠山太郎	72-2344	中川岸	横田金一郎	72-2550	岩方	高橋隆夫	72-4412
横町	渡邊俊明	72-2403	北新町	藤井正博	72-2645	中田	高居肇二	72-3701
蔵小路	米山光男	72-3313	下横丁	大橋公二	72-3575	南中	倉品政春	72-3753
上町	日浦四郎	72-2157	五軒町	池田豊司	72-3887	吉津	小林正一	72-3733
安永	伊藤一榮	72-3895	稲荷町	柄澤利泰	72-2304	広野	田中紀代一	72-3652
江西二丁目	青木登	72-0777	原	池田房栄	72-2057	蔦都	内藤淳一	72-3627
江西三丁目	成沢将雄	72-4946	馬場丁	若井晃	72-3323			
江西四丁目	武樋幸夫	72-4891	泉丁	長井弘	72-3580			

市町村合併情報 その1



市町村合併特例法とは…?

合併特例法とは…?

市町村行政の広域化の要請に対処し、市町村の合併を円滑にすることを目的として制定された時限立法です。

より一層の市町村の自主的な合併を推進するため、平成11年に、地方分権一括法の制定により合併特例法の適用期限が、平成17年3月31日まで定められました。また、合併協議会設置の促進、財政支援措置の拡充、旧市町村単位の振興のための制度の促進など、これまで合併に消極的になる事項への対応や支援などを主な内容とする大幅な改正が行われました。

国は、市町村合併を推進するため「合併特例法」を改正し、平成17年3月31日までに合併した自治体に、財政面での手厚い支援や有利な特例措置をすることとしています。

市町村合併は、私たち住民が自主的に決めることであり、国に強制されるべきではありませんが、仮に合併が必要と結論が出た場合にはこの期限内に合併すれば大変有利になります。

この合併特例法の支援内容としては合併市町村の負担を軽減するための財政措置等による支援と、その他の行政支援があり、代表的なものは次のとおりとなっています。

財政措置等による支援

●合併特例債による財政支援

合併後10年間は、新しいまちづくりの建設事業を行うための事業費の95%を「特例地方債」(借金)として借りることができ、その返済額の70%が交付税として国から交付されます。すなわち、借入れたお金とその利子の70%は、国が肩代わりしてくれることとなります。

また、地域住民の連帯強化や旧市町村単位の地域振興などのために使う基金の積み立てに対しても、特例地方債を借りることができ、これもその返済額の70%は国から交付されます。

●普通交付税の算定の特例

一般的に、合併することで効率化が図られるため、国から受ける地方交付税は減少することになります。合併後10年間は、普通交付税が優遇され、合併前とほぼ同じ地方交付税が交付されます。

●合併直後の臨時的経費に対する財政措置

行政の一体化に要する経費、行政サービスや負担水準の格差を調整するのに必要な経費が、地方交付税により支援されます。

●合併の準備や移行に対する財政措置

合併協議会の事業に必要な経費や、コンピュータシステムの統一など、移行に必要な経費が地方交付税により支援されます。



その他の行政支援

●町村合併の市制条件の緩和

合併の場合、市制施行条件の

ひとつである人口条件が、平成16年3月31日までは3万人、平成17年3月31日までは4万人に緩和されています。(本来は5万人が必要です。)

●市町村議会議員の任期や定数に関する特例

新しいまちづくりに、合併前の各市町村の住民の意見が充分反映されるように、合併後最初に行われる選挙の議員数を、定数の2倍までに増加する「定数特例」、合併後2年を超えない範囲で、合併前から引き続き在任する「在任特例」のいずれかの特例措置が活用できます。

●農業委員会の委員の任期等に関する特例

選挙による委員は、一定数以内、一定期間に限り、引き続き在任することができます。

※その他にも、合併特例法ではさまざまな支援策が定められています。有効期間後はこうした支援がどのようになるかはまったく保障されていません。

ぜひ「愛読を!」与板町史

与板町は永い歴史の中で幾多の変遷を経ながら、文化や風土が築き上げられてきました。

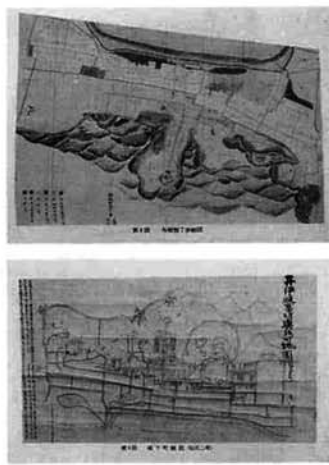
与板町史は全6巻により構成されており、先人の残した貴重な遺産や古くから伝承されてきた風習、伝統的な生産技術、歴史による時代背景の遷り変わりなどを写真や図版などによりわかりやすく、どなたでも親しみ深く読めるよう編集してあります。たくさんの方々よりご愛読いただければ幸いです。

●与板町史資料編(上・下巻)

原始古代から現代にいたるまでの遺跡や歴史の書物などを編集。
頒布価格(上下セット) 10,000円

●与板町史通史編(上・下巻)

それぞれの時代における町の状況とその時代に生きた人々の歴史などを編集。
頒布価格(上下セット) 5,000円



●与板町史民俗・文化財編

自然と生活との係わり合いや町の生産活動、祭りや伝説、文化遺産などを編集。
頒布価格(セット) 3,500円



※いずれも消費税を含む価格で送料別です。ご購入・お問い合わせは歴史民俗資料館(72-12021)または、役場受付窓口へ。



今年も無火災を目指して

1月6日、町民体育館において平成14年町消防出初式が行われました。当日は消防団員総勢175名、ポンプ車・積載車11台が会場に集合し、1年間の決意を新たに規律ある式典が挙行されました。また、永年勤続された団員に対し、表彰伝達が行われました。防火・防災は普段の心がけが大切です。火の取り扱いや後始末をきちんと行い、無火災を目指していきたいですね。

表彰伝達者名（敬称略）

幹部功績章

（県知事及び県消防協会長表彰）

分団長 駒形 篤

（県消防協会長表彰）

分団長 山田 克巳

20年以上永年勤続章（県知事及び県消防協会長表彰）

団員 久住 康雄 団員 三角 英男

団員 久住 典雄

10年以上永年勤続章（県消防協会長表彰）

団員 佐々木政英 団員 高居 弘好

15年以上永年勤続章（消防団長表彰）

部長 倉品 和明 部長 小林 正男

団員 安達 孝男



プロの技を身近に感じ

1月20日（日）町民体育館において、長岡地域広域市町村圏主催により、『ジュニアサッカースクール』が開催されました。当日は、広域圏内の小学生及びコーチ約90名が参加し熱心に講習を受けていました。

講師には、元横浜フリューゲルス、元全日本代表の前田治氏、コーチには、京都パープルサンガ所属の大嶽選手の2名より実技指導を受けました。

前半は、基礎を中心としたフットワークの練習、後半は、ボールを使った実技練習でした。最後は、子供たちの練習試合をやり、プロの個人技や、鋭いシュートなど身近に感じることが出来ました。

講習会終了後には、2人の方のサイン会が行なわれ、子供たちはボールやジャージ片手にうれしそうでした。



今年も元気良く始動！

1月3日、与板小学校体育館において与板剣道教室の練習始めとなる寒稽古が行われました。

当日は、時折雪が舞う寒い日となりましたが、指導の先生方をはじめ約40人くらいの教室生が集まりました。子どもたちの元気の良いかげ声が体育館狭ましと響きわたり、寒さを吹き飛ばしていました。剣道教室は毎週小学校体育館で行われています。今年も練習の成果を発揮して活躍されることと思います。



スルメ焼けたかな？

1月13日（日）、町民体育館脇の広場で「さいの神」が行なわれました。

当日は、曇り空ながら時おり日が射すなど例年になく良い天

候に恵まれ、家族連れなど約300名が、しめ縄や門松などを手に訪れました。

午後3時10分、町子ども会からの代表などによる点火で、「さいの神」に火がつけられると、アッという間に大きな炎に包まれ、時々「パーンッ！」と、竹の割れる音が曇り空に響きわたりました。

訪れた方々は、持ち寄ったスルメをあぶったり、食生活改善推進委員のみなさんによるお汁粉のサービスに舌鼓を打ったりと、今年一年間の無病息災を祈りました。



今日は給食参観日！

与板保育園では、毎年給食の試食会が開かれます。1月25日、お母さんやおばあちゃんをお招きして楽しい試食会が行われました。

今回のメニューは、「五目煮豆、ブロッコリーのおかか和え、白菜スープ」。「大豆パワー」をメインにした野菜たっぷりの和風メニューでした。お母さんやおばあちゃんと一緒に給食は、おいしさもぐんとアップ、「おかわり！」の声がいっぱいで、お母さんもびっくりでした。試食会のあとは、栄養士さんを囲んでのお話会が行われ、幼児期の食事について活発なお話し合いがされました。



役場の新しい顔ができました

役場正面玄関入り口の表看板が新しくなりました。看板の文字は石黒秀一氏（本与板）によるもので役場の新しい顔として活躍しています。

与板町役場

ふっくらパンの出来上がり!!

1月16日・30日にL.C.Y（与板町勤労青少年ホーム）の主催講座『初心者パン作り教室』が開催されました。

当日は18名の方が講座に参加されました。普段家庭ではあまり作らないパンだということと、パンの専門家であるパン屋さん（べっこう屋さん）に来ていただいたこともあり大変に好評でした。

また2月に『上級者パン作り教室』ということで少しレベルUPした内容の講座も開催致しますのでお楽しみに！



お知らせ

Information

与板町役場
☎ 72-3100
FAX 72-3341

ご寄付のお礼

ふれあい交流センターの事業に役立ててくださいと、ご寄付をいただきました。大変ありがとうございました。ご寄付ありがとうございました。

将棋盤 1台
原 利夫様
佑介様(上町)



児童手当が支給されました

2月期児童手当(平成13年10月~平成14年1月分)を2月8日に、ご指定の金融機関の口座に振り込みいたしましたので、ご確認ください。
詳しくは、役場福祉課福祉係までお問い合わせください。

固定資産税台帳の縦覧を行います

平成14年度固定資産税課税台帳の縦覧を次のとおり行いますのでお知らせいたします。
縦覧期間
3月1日から22日まで
(ただし、土・日曜日及び祝日は除く)
会場
与板町役場町民課
時間
午前8時30分から 午後5時まで
*所有されている資産のご確認を是非この期間にしていたくことをお勧めいたします。

役場職員の募集について

職種 保健婦(土) 1名
採用予定日 平成14年4月1日
受験資格
・昭和34年4月2日以降に生まれた者で、保健婦(土)の実務経験を有する者(経験年数は問わない)
・普通自動車免許を取得している者
受付期限
平成14年2月20日(木)まで
受験申込書の請求先
与板町役場総務課
94012492
与板町大字与板甲134番地

平成14年度生産調整目標面積が配分されました

与板町における平成14年度の実績目標面積が次のとおり配分されました。
国においては、依然として米の過剰在庫をかかえることから昨年と同様の生産調整面積が配分されたかたちとなりましたが、農家の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

	平成14年度 生産調整目標面積 (ha)			
	米の生産数量に關するガイドライン (t)	うち従来分 (ha)	うち緊急拡大分 (ha)	合計 (ha)
全国	8,750,000.00	970,000.00	923,000.00	47,000.00
新潟県	589,900.00	45,223.00	42,483.00	2,740.00
与板町	2,187.08	167.51	157.87	9.64

※詳しい内容を記載した試験案内は、役場総務課に用意してあります。
郵送で請求する場合は、封筒の表に「保健婦(土)採用試験請求」と朱書きし、120円切手(速達を希望する場合、その料金を加えること。)を同封してください。

育児・介護休業法改正! 平成14年4月1日 全面施行!
男女労働者が仕事と家庭を容易に両立させ、生涯を通じて充実した職業生活を送ることができるようになることは重要な課題です。
特に、急速に少子化が進むなかで、働きながら子どもを産み育てやすい雇用環境を整備し、仕事と子育ての両立の負担を軽減することは、社会経済の活力を維持していく上でも重要かつ喫緊の課題となっています。
そこで、仕事と家庭の両立支援対策を充実するため、育児・介護休業法の改正法が平成13年11月9日成立、平成13年11月16日公布されました。
改正後のポイントは次のとおりです。
・育児・介護休業の申出や取得を理由とする解雇その他不利益取扱いの禁止(現行は解雇のみ禁止)

相続登記の無料相談を実施します

新潟県司法書士会では、毎年2月の1ヶ月間を「相続登記はお済みですか月間」として無料相談を実施しています。
親が亡くなり、土地や家屋などを相続しても登記はつい忘れがちです。相続登記はいつまでしなければならぬとの定めはありませんが、時間が経過すると相続関係が増え、書類の取りそろえなどで複雑になりがちです。
そこで、新潟県司法書士会では、2月1日から2月28日までの1ヶ月間、相続に関する無料相談を行っています。最寄りの司法書士事務所へ是非お気軽にご相談ください。
また、毎週水曜日の午後1時30分から4時まで、新潟県司法書士会(新潟市古町通13番町)でもご相談に応じています。
詳しくは、新潟県司法書士会 ☎02512281589へ。

新潟県労働セミナーを開催します

新潟県では、近年増加している個別労働関係紛争の未然防止を図るため、雇用・労働問題に関するセミナーを開催します。
詳しくは、県庁労働課 ☎025128015259へ

お問い合わせください。

開催日時
2月19日(火)
午後1時30分~午後3時10分
会場
新潟県自治会館別館(県庁隣) テーマ
「最近の労働判例に見た解雇退職及び労働条件に関する雇管理の注意点」
講師
弁護士 岩淵 浩氏
原動機付自転車の運転講習が開催されます

原動機付自転車の運転講習が開催されます

原動機付自転車の運転免許を取得しようとする場合、運転講習に合格後交付される「原動機付自転車講習終了証明書」が必要です。
この講習会を次のとおり開催いたしますので希望する方はお申し込みください。
講習場所
大河津自動車学校
開催期日
・3月24日(日)
・4月21日(日)
・5月19日(日)
・6月16日(日)
講習時間
午前7時30分~午前10時30分
申し込みに必要なもの
・写真1枚(6ヶ月以内に撮影したもの)
・住民票1通(本籍地の記載し

町民体育館・勤労青少年ホームが4月より月曜日も開館いたします。

であるもの)
・印鑑
・新潟県収入証紙
4,050円(銀行で購入)
※長岡運転免許センターで学科試験を受ける際は、他に4,400円が必要になります。
受付時間
午前8時30分~午後4時
(土・日・祭日は除く)
申込・問い合わせ先
与板地区交通安全協会
(与板警察署内)
☎7212218

国民健康保険税 2月28日です

(11期2月分)
納期限は……
*納税は、便利な口座振替をお勧めします。手続きは役場町民課または、町内の金融機関でお願いします。

ふれあい交流センター お楽しみ会

2月の事業

*「スポーツ大会」
みんなで身体を動かして楽しみましょう。
日時 2月16日(土) 14:00~15:00

*「五月人形 初陣づくり」
和紙人形の佐藤典子先生をお迎えし、五月人形「初陣」を作り、色紙に貼って飾ります。お友達と一緒に作ってみませんか。
日時 2月26日(火) 10:00~12:00
場所 1階 和室(さくら)
材料費 600円
持ち物 ハサミ、ボンド、おしぼり
*材料準備の都合がありますので2月20日(木)までに申し込みください。見本はふれあい交流センターにあります。
●詳しいことは…
与板町ふれあい交流センター ☎72-4080まで

平成13年度複式農業簿記講習会のご案内

農業者の皆さんが、経営状況を的確に把握して経営改善を図ったり、農業所得申告時の収支計算への準備として複式簿記に取り組んでみませんか。
●入門講座(前期)
日時 2月18日~3月11日
(毎週月曜日開催4回講座)
午後2時~4時30分
会場 栃尾市文化センター
●実践講座
日時 2月25日(月)18時~
会場 アトリウム長岡
内容 「所得税とは?」
「税制改正申告にあたって」
講師 税理士 土田幸雄氏

4月から県の出先機関が変わります!


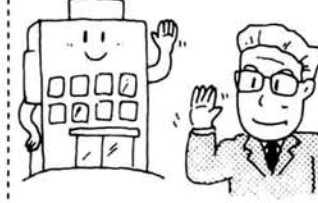




4月に予定している組織・機構改革により、県の出先機関は、今後、地域で総合的行政を展開する役割を果たせるよう、「地域機関」と位置づけ、それにふさわしい機能強化を図ります。
主な概要は次のとおりです。
・地域振興業務を所管し、地域の連携・調整、施策形成を担当する「地域振興事務所」を設置
・保健所と地域福祉センターを統合し「健康福祉(環境)事務所」を設置等。

国保加入の手続きはお早めに!!

国民健康保険制度は、けが・病気で医師にかかるときの医療費を補助し、お互いに助け合う制度であり、原則として下記の方が国民健康保険の被保険者となります。

国民健康保険の被保険者

職場の健康保険などに加入している人や生活保護を受けている人以外は、すべて国民健康保険の被保険者となります。

 <p>お店を営んでいる 自営業者</p>	 <p>退職などにより、職場の健康保険をぬけた人</p>	 <p>農業・漁業などにたずさわっている人</p>
 <p>パート・アルバイトなどで職場の健康保険に加入していない人</p>	 <p>臨時的事業の事業所で働いている人</p>	 <p>外国人登録を行っていて、日本に1年以上滞在する人(ただし、資格適用は入国目的によります。)</p>

*国民健康保険の資格は届け出をした時点から発生するのではなく、前の健康保険が切れた時点(会社を辞められた次の日)から資格が発生します。したがって、役場へ手続きに来るのが遅れると保険料をさかのぼって納める事になり、けがや病気で医療を受ける時に医療費が補助されない事があります。このような事が無いよう会社を辞められたら、お早めに役場町民課で国民健康保険加入の手続きをしていただきますようお願いいたします。

国民健康保険に加入の手続きをすくにした場合と遅れた場合の保険料の比較

加入した日が8月2日
(会社退職日の翌日)
|| 社会保険喪失日 ||
翌年3月までの課税額が
70,000円の場合

*保険料は、加入した8月から翌年3月まで加入していることを前提として課税します。また、手続きをされた月の翌月から徴収が始まります。

下表①・②どちらも会社を辞められた翌日の8月2日に国民健康保険に加入となり、8月分から保険料が算定され、手続きをされた翌月から月割により課税されます。したがって、②のように手続きが遅れても、課税される額は変わらないため、月毎に納めていたいく月割額が高額になります。

ご不明な点は、役場町民課税務係までお問い合わせください。

社会保険喪失日

8/2	国保加入期間						
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

①手続きを8月16日にした場合

・翌年3月までに納めていただく 保険料の合計 70,000円

8/2	8/16 手続き							
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	徴収開始	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	合計
	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	70,000円

②手続きを翌年1月16日にした場合

・3月までに納めていただく 保険料の合計 70,000円

8/2	1/16 手続き						
8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
					徴収開始	2回目	合計
					35,000円	35,000円	70,000円

司法書士と社会福祉士によるシルバー110番

高齢者、知的障害者、精神障害者、身体障害者の方の不動産や相続、遺言、贈与、借金の返済などに関すること、介護、福祉に関する問題につき、司法書士及び社会福祉士が電話による相談をお受けし、問題解決のアドバイスをいたします。また、平成12年4月1日より始まった新しい成年後見制度及び介護保険制度についてのご質問にもお答えいたします。

日時 平成14年3月17日(日)
午前10時～午後4時

面談会場
・新潟会場
新潟市古町通13番町5160番地
新潟県司法書士会館2階
☎025-2241855
・長岡会場
長岡市弓町1丁目5番1号
アトリウム長岡1階
☎39-3022

※いずれの電話番号も当日のみご利用できます。
面談による相談は、予約制です。ご希望の方は、☎025-228-11727へ事前にご予約ください。相談は無料、秘密は厳守いたします。

新潟県最低賃金 (平成13年9月30日から)

時間額	641円	日額	5,124円
県内すべての事業場で働く、すべての労働者に適用されます。			
産業別最低賃金	業種	日額	時間額
	電気機械器具製造業 (平成14年1月27日から)	5,897円	738円
	各種商品小売業 (平成14年1月27日から)	5,620円	703円
	自動車(新車)、自動車部品・付属品小売業 (平成13年12月21日から)	5,870円	735円

分水桜まつりおいらん道中
「おいらん役」を大募集!

分水町観光協会 4月20日・21日の分水桜まつりでの「おいらん」役を2月28日まで募集しています。

応募方法など詳しくは分水町観光協会まで、お問い合わせください。

問い合わせ先
分水町役場内
分水町観光協会
☎0256-97-2111
(内線321・322)

受付時間
午前8時30分～午後5時
(土・日・祭日は除く)

お問い合わせ先 長岡労働基準監督署 長岡市東新町1-6-8
☎0258-33-8711 担当賃金係



『土の文学への招待』
南雲 道雄・著

農業に直接携わっている書き手による小説、詩、短歌、記録、文集を対象とし、戦後50年、日本の農村に生じたさまざまな事象、物象、状況の中で浮き沈みし

た農民の生きてきた道筋の模索が試みられた。本書は戦後農民文学史として読める。(本文参照)

『淡麗の人』

高澤 正樹・著

日本一の酒造りに執念を燃やす圭太は、ついに『淡麗』というキーワードにたどり着くが――。

米どころ越後を舞台に、幻の酒造りに挑んだ男たちの情熱を克明に描く。酒造りを職人である杜氏を中心にして、その周辺を描いた作品である。



新しい風・生涯学習

私の提言



「マナビイ」ちゃん

一度しかない人生
—いまを大切に—

笠原良夫 (江西二丁目)



私たちが生きていくうえで、陥りやすい過ちがいくつもあります。そのひとつに「つらいことや苦しいことから逃げたり避けていけば、何とかなるのではないか。」と言う考え方があります。確かに現実の問題から一時的に逃げたりすることで、その場は何とかなることがあります。しかしそれをいいことに、同じような問題にあつたとき、再び逃げなければならぬことになって、むしろ、自分で自分を苦しめることになるように思います。私を含め、今生きていることがつらく苦しくて仕方ない人は、「今まで苦しみやつらさから逃げていなかったか」「なんとか理由をつけて現実から逃げていなかったか」と問いただして欲しいのです。

現実をしっかりと見つけ、対決する勇気を持って努力すれば、必ず生き甲斐のある人生が開けてくると私は思います。

かく言う私も若い時は、現実をさけて逃げばかりいましたので、その後それ以上のつれづれを払うことになりました。人生の半分しか生きていない私が言うには大変おこがましいですが、自分が精神的に強くなりたければ、決して現実から逃げてはいけません。決して現実から逃げてはいけません。

諸先輩方から、私の若い頃よくアドバイス頂いた一つに「若いときに楽をしようとする、年をとってから苦労する。若い時に苦労すれば年をとってから楽に生きられるようになる。」がありました。

今、その言葉が分かるようになった気がします。一度しかない人生、やはりその時その瞬間を大切に生きたいと常日頃思っています。

昨日の今ごろは、ほんとにやる気でいっぱいだった。それなのに、今日こんなに落ち込むのはなぜだろう？

私たちの命の中にある夢、簡単に捨てないことだ。たとえ憧れに過ぎなかったにせよ何もないよりすこくまともな人生を約束するから。

よいたこの人 70

スノーボードを楽しもう！

丸山 隼人さん (五軒町)



雪の上を一枚のボードを操り自由自在に動き回る。その楽しさに心を魅かれ、ゲレンデに向かうスノーボーダーもたくさんいる。

「ふとおもむろに滑りたいなと思ったら、それがどこであっても、すぐに滑りに行こうと考えるんです。」と話す丸山さんがスノーボードを始めたのは15才の頃という。

「当時は第2次スケートボードブームで、スケートボードをやっていたけど、たまたま、兄が持っていたスノーボードを借りたりして滑っていました。それが、きっかけで長岡にある『Meilow's』というショップに行ったときに、ビデオを見たり、ボードやブーツを見たりしているうちに、自分でもやってみたいなと思って」と現在はフリーライディングで世界各国のスノーボードカメラマンを集めてのフォトコンテストに参加し、その滑りを披露したり、トップで活躍する選手のコーチやスノーボード、マウンテンバイクのスクロップコーズ製作等に携わっている。17才の頃からアマチュアの大会に出場し、プロスノーボーダーに転向後は何回かのプロ戦優勝

を果たしている日本のスノーボード界のトップクラスの実績を持つ。

「競技を始める2〜3年前に年間を通して雪山の中で過ごす生活をしたんです。何を指すとかではなく、自分でやりたいことをやって、結果的にそれが競技であったりしたんです。」と雪山を見るとそのコースの滑り方がイメージとして浮かんでくるという。

「雪の上を滑ることは、スピード感もあり、普段の生活ではありえないことをボードを使って遊べるし、滑りに行くことに絡めて各地の温泉をまわったり、その土地のおいしい食べ物を食べたりとプランを考えながら楽しめるところがいいですね。」滑りに行ったら、行った分だけ楽しんで来ようというのがモットーという。

「スノーボードを楽しむにはまず自分にあつた用具を揃えるのが大事。専門店に行つて話を聞いてみるのも良いと思います。トータル的に出かけてから帰ってくるまでを楽しむために、仲間をつくらせて始めるのもいいですね。そして、仲間同士でいろいろ話をしたり、機会があればお互いで滑っている姿をビデオに撮影して、それを見ながらワイワイと盛り上がったたり、次に行くときの目標を決めたりしていけば、面白くなっていくし上達もしていくんじゃないかな。できる、できないはおいといて、とにかく楽しんで滑りましょう！」

文芸

俳句

雨しとど人なき雁木猫走る 小林愚鉄
生き甲斐のカラオケとても寒稽古 松川小波
床の間に佗助凜とお座すかな 藤田万緑
佗助の一輪挿しや独身寮 佐藤岳泉
佗助と老妓が住める狭庭かな 三輪伸保
佗助の知らぬわびしき八十路越え 内藤袋子

詩

落日

黒川弥寿栄

大地に 生れて永劫の命を つなぐ一瞬を
雨の降る日も 風の日も 自然の声が きこえます
「みんな平和に生きてよ」と

大地に 生れてそれぞれの刹那の命の輝きも
どんと膨らむ 欲望にそれが醜い 幻と
気づいていない淵の闇

大地に 生れて八十年
出会いと 別れの繰り返し
創って失う 空しさよ
自然の教えが 見えるよな
あの 落日の輝きに

短歌

家にては無からむ屋敷のにぎわひに 石丸優子
初雪は山の枯木に花咲かせ 風間スミイ
おとぎの国へ誘ふごとし
行き交うて白粉匂うひとときの
狭き雁木の往時しのびぬ 佐藤正一
老い人の肌を温めりさいの神 山村
傷き悩みり農家・事業家を

川柳

願ひと人ぶつぷ昇るサイの神様 子八

詩

ガラスに託した夢

藤井八重子

想像していたより冷たくて退屈でシャワー浴びたような髪はちぎれガラスの向こうで時計の振り子が旋律のくずれなく動いている部屋ひとりぼっちの瞳はこぼれる水滴突然の稲妻は雷を伴い光る
顔をじて直立不動
ガラスからめれ削り去る緊張感
何処かへ逃れたいのかなしはり少し揺れたら孤独が倍加し自由は逃げる
こんなはずじゃなかった
太陽が七色をガラスに屈けると聞いた日
純粹なところは季節またずうのみした
裸の心底はまとう衣もたずして待つ
ガラスの向こうはうねる木枯らし透けてなにもない部屋はほんのりとしたぬくもりが巡回する
待つことの矛盾のうねりが脳裏に微笑む
ただ ガラスは真冬のメロデー奏でる

長岡丘陵公園「雪割草まつり」と休園のお知らせ

情報
クリップ

雪国に春を告げる可憐な雪割草が「暖の館(だんのやかた)」を彩ります。

日時 3月9日(土) 午前9時30分～午後4時30分
3月10日(日) 午前9時30分～午後3時30分

会場 国営越後丘陵公園「暖の館」

内容

- ・雪割草展示
- ・雪割草写真展
- ・栽培相談
- ・即売コーナー(苗、資材、書籍など)

駐車料、入園料、展示会の入場料はすべて無料です。



●休園のお知らせ

3月11日から4月12日までの間、春季開園準備のため、公園を休園させていただきます。

広域圏
ガイド

☐ 会場 ☎ 連絡先



小千谷市

- ◆第26回小千谷風船一揆
2月23日(土)～24日(日)
「熱気球大会日本カップ」と
様々な雪上イベント。
☐ 小千谷西中
☎ 32-4500 市商工観光課
- ◆第12回小千谷ジャンプ大会
3月10日(日)
各種目・組別によるスキージャンプ大会。
☐ 白山運動公園 シャンツェ
☎ 83-0077 市社会体育課

見附市

- ◆アルカディアfeel first story Ver.4
新潟市出身のヴァイオリン界の新星、奥村 愛コンサート
2月17日(日)
☐ 市文化ホールアルカディア
☎ 63-5321 市文化ホール
- ◆アルカディアフェスティバル
3月3日(日)
アルカディアがまるごとお祭りに！お年寄りから子どもまで楽しめます。
☐ 市文化ホールアルカディア
☎ 63-5321 市文化ホール

栃尾市

- ◆とちお遊雪まつり
2月17日(日)
知力体力、時の運に挑戦！城山の陣と鍋料理が並ぶ味じまん市。
☐ 道の駅R290とちお
☎ 51-1195 市観光協会
- ◆ファミリースキー場
ありがとう祭2002
3月9日(土)
親子ソリレースや雪積競争。親子で楽しめる遊びがいっぱい！
☐ とちおファミリースキー場
☎ 0120-330773
とちおファミリースキー場

山古志村

- ◆古志高原スキーカーニバル
2月23日(土)
スキー・デモンストレーションやお楽しみ抽選会、申告制スキー大会。
☐ 古志高原スキー場他
☎ 59-2339 村教育委員会

小国町

- ◆おぐに雪まつり
3月3日(日)
よさこい踊りや「雪遊びコーナー」、「ふるさと屋台村」など。
☐ 養楽館及びその周辺
☎ 95-5000 町企画商工課

くらしの カレンダー

2月は
省エネルギー
月間です。



日 曜	おもな行事など	日 曜	おもな行事など
2/16 土		3/1 金	献血 役場前/午前10時～12時・午後1時～3時 建築物防災週間
17 日	町民スキーの集い 舞子後楽園スキー場	2 土	与板高校卒業式
18 月	リハビリ 志保の里荘/午前9時30分～午後3時	3 日	ひなまつり・耳の日
19 火	心配ごと相談所(三鶯) 役場男子厚生室/午後1時30分 雨水	4 月	リハビリ 志保の里荘/午前9時30分～11時
20 水	お誕生相談 保健センター/午前9時15分より受付 (対象: H13.1.1～H13.4.30生まれ)	5 火	心配ごと相談所(籠宅) 役場男子厚生室/午後1時30分
21 木	びよびよサークル ふれあい交流センター 午前10時15分～11時30分 2才児歯科健診 保健センター/午後1時30分より受付 (対象: H11.10.1～H11.12.31生まれ)	6 水	1才6カ月児歯科健診 保健センター/午後1時30分より受付 (対象: H12.7.1～H12.9.30生まれ) 啓蟄
22 金		7 木	びよびよサークル ふれあい交流センター 午前10時15分～11時30分 消防記念日
23 土	皇太子誕生日	8 金	与板中学校卒業式
24 日		9 土	
25 月	リハビリ 志保の里荘/午前9時30分～午後3時 定例教育委員会 町民体育館/午後1時30分	10 日	農山漁村女性の日
26 火	補聴器巡回相談所 役場1階相談室 (キコエ/午前10時30分～11時) 心配ごと相談所(山田) 役場男子厚生室/午後1時30分	11 月	行政相談 役場男子厚生室/午後1時30分
27 水		12 火	補聴器巡回相談所 役場1階相談室 (キコエ/午前10時30分～11時) 心配ごと相談所(駒形) 役場男子厚生室/午後1時30分
28 木		13 水	3才児健診 保健センター/午後1時15分より受付 [対象: H10.1.1～H10.12.31生まれ] [4カ月児: H13.11.1～H13.11.30生まれ]
		14 木	麻しん 保健センター/午後1時30分より受付 (対象: H12.3.1～H13.2.28生まれ) びよびよサークル ふれあい交流センター 午前10時15分～11時30分
		15 金	所得税確定申告期限

人口のうごき

男	3,736人 (-5人)
女	3,886人 (-1人)
計	7,622人 (-6人)
世帯数	2,105戸 (-1戸)
出生	7人
死亡	8人
転入	10人
転出	15人
(1月31日現在)	